

# 総務建設常任委員会

令和4年6月27日

葛城市議会

# 総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 令和4年6月27日(月) 午前10時30分 開会  
午前11時25分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	梨本 洪 珪
副委員長	松林 謙 司
委員	西川 善 浩
〃	横井 晶 行
〃	吉村 始
〃	川村 優 子
〃	増田 順 弘
〃	下村 正 樹

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議 員	柴田 三 乃
〃	坂本 剛 司
〃	奥本 佳 史
〃	谷原 一 安

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿古 和 彦
副市長	溝尾 彰 人
企画部長	高垣 倫 浩
人事課長	植田 和 明
人事課主幹	南 直 美
企画政策課長	勝 眞 由 美
〃 補佐	高松 和 弘
総務部長	東 錦 也
総務部理事	安川 博 敏

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩 永 睦 治
書 記	新 澤 明 子

〃 神 橋 秀 幸

〃 福 原 有 美

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第42号 葛城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正  
することについて

議第43号 調停に代わる決定について

開 会 午前10時30分

**梨本委員長** ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆様、おはようございます。早朝よりご参集いただきありがとうございます。本日は市長より追加議案の提出があったため、急遽6月定例会4日目が開催され、総務建設常任委員会に2つの議案が付託されました。このような急な日程の関係にもかかわらず、議員皆様のご協力によりまして、総務建設常任委員会が開会できることを感謝申し上げます。本日も円滑な議事進行に努めますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、委員外議員の出席を紹介いたします。坂本議員、奥本議員、谷原議員、柴田議員。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第42号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部の高垣です。どうぞよろしく願いいたします。

私のほうから議第42号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。本年5月30日付で、職員2人に対しまして懲戒処分を行いました。この結果に対し、市長が自らの管理監督責任として、市長の給料の一部を減額するものでございます。

次に、改正内容につきまして、別紙にあります葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の新旧対照表に基づきまして、ご説明させていただきます。

それでは、始めます。まず、附則中の第9項を第10項とし、第8項の次に第9項を追加し、市長の給料月額を令和4年7月1日から1か月間の期間において、附則第8項に規定する額の10分の1を乗じて得た額を減額するものです。施行期日は公布の期日から施行いたします。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**梨本委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

吉村委員。

**吉村委員** じゃあ1点、質問を差し上げます。

本会議で、谷原議員、それから奥本議員が質問されてた、関連になるかも分からないんですが、今回の10分の1を乗じて得た額を減ずるというふうなことににつきまして、ほかの自治体でもこの問題が起こったときに、首長が自らのこういう給料を減ずるといような対応を

されてるといふようなことがあります。そういったものを参考に今回はされたのかどうか。また、こういった中で根拠というもの、もしあれば、そういうものをお示しをいただきたいということ、それから2つ目に目的ですが、先ほど本会議で谷原議員が、いわゆる1つは綱紀肅正であろうと、もう一つは市民に対する信頼回復であろうと。この辺りの目的についてはどうか、もしほかにもそういうものがあるのであれば、その辺りもお答えいただけたらと思います。

以上です。

**梨本委員長** 人事課、植田課長。

**植田人事課長** 人事課の植田でございます。よろしくお願いします。

まず、他市町村の事例でございますけれども、調査いたしましたところ、今回と同様の事案、職員が職務の懈怠及び上司に対する虚偽報告を行ったことによる懲戒処分で市長の給料を減額、10分の1、1か月として対応しているところは見受けられませんでした。

以上でございます。

**梨本委員長** 目的、もう一つ。高垣部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしくお願いします。

ただいまの吉村委員のご質問、目的なんですけれども、先ほど本会議でも申し上げましたように、この処分の基準というのは市長自らのご判断でされるものでございますので、管理監督責任として市長がされるものであるということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

**梨本委員長** 吉村委員。

**吉村委員** 承知しました。今回のことにつきましては、もう既に、前に私どもは賛成をしたわけですが、いわゆる職員については処分をされて、また、調査については調査をされて、そして職員の懈怠から始まって、そして今回のような問題に至ったというふうなことについては調査をされ、そして今後二度と同じことがないようにというふうにされたというふうなことで承知をいたしました。

ちょっと市長と副市長のほうに私のほうから要望だけ、ちょっと言っておきたいんですけども、今日の日本経済新聞のちょうど朝刊なんですけれども、農林水産官僚が還暦でお医者さんになったというふうなことです。ずっと元現役時代は農林水産官僚だった方が60歳で医者になって、何でそうなったのかというふうなことを、ちょっと一文を取り上げます。多忙を極める中で、官僚という仕事は国全体を下支えする政策立案に関わっていたとの自負があったと。だが個人として感謝されることはなかったと。誰かの役に立っている実感だとか、人にありがとうと言われるような仕事をしたかったと。それで医者になられたというふうなことらしいんです。どうしてもこういった公務員の仕事というのは、役に立つか立たないかという以前に、もう絶対に必要な仕事であるということは、これ間違いないと思いますけれども、どうしても、例えば鉄道、水道、それから特にクリーンセンターのこういう運用ですね。もうごみが毎日毎日きちっと炉が火がついて、焼却ができて当たり前と。水道もきれいな水が届いて当たり前、少しでも濁ったら、この市民の健康をどう考えてるのかなんてこう

いうふうなことを言われたりとかするわけです。鉄道も、電車がきちっと来て当たり前というふうなことの中で、なかなか感謝をされにくい仕事ではないかなというふうに思うわけです。

その中で、やはりこういったいわゆる平常運転の中で、きちきちっとチェックをしていくモチベーションをするためには、その中でやはり公務員というもののモチベーションをしっかりと上げていくと。それから、当然最初から誇りを持ってこの仕事に就かれた方がほとんどだと思いますけれども、そういったことをしっかりとケアといいますか、してあげていただきたいと。やはりこういう自分たちの仕事に対するそういった思いというものがきちっとなることによって、様々な問題チェック、それから相談しやすい雰囲気とか、これも前にも答弁ありましたけれども、そういったことがあるというふうに思います。この誇りを持つということと、それからしっかり自信を持って仕事に取り組むことにより、相談もしやすい環境とか、そういうことも生まれると思いますので、市長、副市長におかれましては、そのことを今後特に気をつけて、もちろん今もやってくださってると思うんですけども、お願いをしたいと思います。

以上です。

**梨本委員長** ほかに質疑はありませんか。

増田委員。

**増田委員** 今回の条例改正につきましては、先ほどの説明にございましたように、市長からの自らのご判断という言葉でございました。こういう席でございますので、議員の、委員の皆さん方もご賛同いただけるかなと思うんですけども、やはり自らのご判断で英断された市長からの、このことに関するご説明をいただきたいなという思いでございますので、よろしくお願いいたします。

**梨本委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 事象につきましては、過日、委員会で説明させていただいておりますので、できるだけその件につきましては、触れないようにさせていただきたいと思っております。今回議案として提案させていただきましたのは、令和4年5月30日付で職員2人に懲戒処分を行ったことから、私の判断で、管理監督者として私の給料の一部を減額、10分の1、1か月するものでございます。クリーンセンターの事務処理につきましては、ずさんな面があったことは否めないと考えております。今回の件については、その部署の職員が事務の処理を不適切に行ったことだけが原因ではなく、組織上のチェック体制の甘さやリスクマネジメント面での管理体制など、組織全体での取組が不十分であったと感じているため、組織全体としての改善策を出させていただきました。私としても反省し、今後ずさんな事務処理が行われることのないよう、市全体で取り組んでいきたいと考えております。ここで改めまして、市民の皆様におわびを申し上げますとともに、私としては、今後も今まで以上に不祥事の再発防止、職員の綱紀粛正に努めてまいりたいと考えております。今回の条例案は自らを処するものでございます。管理者としての責任を明確にさせていただいたものでございます。

以上でございます。

**梨本委員長** よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

川村委員。

**川村委員** 今回の上程されました市長の自らの進退についてでございますけれども、今回のこの事案につきまして、事務処理が、市長の決裁や、ある段階ではいろいろと気づかない状況であったということは、いずれか、いろいろと経緯についての説明の報告書の中にも書いてあるような状況であったと思います。管理監督責任というところは、常にいろんな、これまでの葛城市における裁判に至るまでのそういった事象、事案も含めて、管理監督責任というもののレベルというものが非常に大小あるわけでございますが、今回、私はちょっと市長に説明を求めたいところですが、懲戒処分の処分内容、レベルですね。そのレベルが、ご自分の今回の市長の政治的なご判断で、自らこういった給料を減額するという、自らの処分に見合うものなのかということですね。事が大きかったら、事が大きく、自らそういった立場を取られると思うんですが、1つだけ確認をしておきたいのは、今回の職員の不手際な状況、処分のレベルが、今回のご自分の処分の内容と大体同等というぐらいの、そういった思いでされてるのかという、難しい質問だと思いますけれども、市長自ら、いろんな事象があったら、こんなことが度々あったらいけないんですけれども、この葛城市において裁判というところまで行ったこともあります。私はその大小を批判するわけではないんですけれども、今回、我々もこれを承認する運びとなるのであれば、市長がそのレベルについてどういうふうに思われたのかと。それは他の自治体の判断とも同等であるというふうに、今質疑でもありましたように、今回はお辞めになられましたけれども、最終的には自ら辞められたと。その処分の内容について、自分もこのぐらいの責任は取らないといけないだろう。ただ私が一番問題とするところは、決裁をした段階で分からない。この体質が非常に悪いなというふうに思ってるわけです。このことも含めまして、市長が、こんなことは二度と起こってはいけないことなんですが、こういったご判断に至った、この葛城市の今の職員の懈怠という、業務の懈怠という事象に対して、こういう自分の自ら責任を取るというそのレベル、そこについてちょっとお触れになっていただければ、我々もなかなか納得するところではありませので、ちょっと説明を補足していただきたいと思います。

**梨本委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 事象につきましては、もう前回説明させていただいておりますので、その部分は省略させていただきますと存じます。職員の処分につきましては、行政内部でもうそのシステムを持っております。職員につきましては、事象が起こったときに懲罰審査委員会がございまして、そちらのほうにかけて、それでその事象に対する懲罰を決めるわけでございます。当然のことながら基準となるものを持っております。ほかの市町村の事例も含めまして、その事例の中でどの程度が適当であるか、ただ範囲はありますけれども、その中でその事象の重さによりまして、意味合いによりまして若干の差異は生じるものと思いますが、その範囲内での懲罰を行うわけでございます。ただ、職員でない特別職の場合におきましてはそのシステムを持っておりません。自らが自らの処分を下さなければいけませんので、当然のことながら、この事象に対しまして、ほかの自治体ではどうであるのか、市長としての責任はどのように

取られているのかと事象を調べさせます。その中で、先ほど人事課長のほうから話ありましたように、今回の事象においては、責任を取られてる事象というのは少ないようでございますが、ただ私といたしましては、今回の事象につきましては管理監督責任というものを重く受け止めた上で、ほかには類を見ないような厳しい処罰を自らに科したわけでございます。

以上でございます。

**梨本委員長** 川村委員。

**川村委員** レベルというものを市長の責任と職員の責任と、そこははかる物差しが違うと思います。

私は、これから今後どうしていくかという対策の中に、やはり今、重く、職員も、市長が重く責任を取られたということをやっぱり重く受け止めていただきたい。職員も、それから管理監督をする立場の方も、やっぱり一体となって、こういった事象が起こらないという方向に向かっていくことが、今回のやはりこういった責任の取り方にしっかりと反映していただきますように、切に願うものでございます。

以上でございます。

**梨本委員長** ほかに質疑はありませんか。

松林副委員長。

**松林副委員長** 私は、職員の管理監督責任は職員を束ねる市長にあると、このように思います。当然、自身への管理監督責任への戒めとして今回の減給という、当然のことであろうかと思えます。今回の市長の減給、この処分が、今後の同事象の再発抑止につながるかどうかという、こういうことは別次元としまして、今後同じような不適切でずさんな事務処理が行われないうにしっかりと再発防止に努めていただきたいという、ここの部分ですね。今後の再発防止という、こういう観点から、その気持ち、意気込みという、そういうふうなところをちょっとお示し願いたいと。市長にちょっと。

**梨本委員長** 溝尾副市長。

**溝尾副市長** まず私のほうから、どういうのをやるのか、対策をやるのかというのを説明させていただいた上で、市長から説明させていただきます。

今回の事象につきましては、大本はやはり本人の問題だとは思いますが。ただ組織として動いておりますので、組織としてカバーができる体制になかったというのが、ここまで行ってしまったということかなと思っております。ですので、議員の方々からも教えていただいたとおり、しっかりチェックできる体制だったり、話し合える体制だったり、そういうのをもっともつつくっていかないといけないと思っております。この数か月、私としても、職員に1つミスがあったら、その職員だったりその課だけに注意するのではなくて、こういうのが、具体的な事例は言いませんけど、こういうことがあるのでここ注意してくださいというのは全体メール、主事級から部長級まで全員に送るようにしたりしているので、1つずつミスというのはなくなっていくとは思いますが、どうしてもミスはゼロにはならないものだと思います。そこをどうやってカバーしていくのか、ミスをリスクにしないために今後ともしっかりと、報告書も出させていただいておりますので、その報告書はもちろんですけれども、ほかにも資格のことであったりとか、あとは引継書のことであったりとか、いろんな



ご意見もいただきましたので、さらに改善策、いろんなことができると思いますので、もっともっという葛城市に取り組んでいきたいと思っています。

**梨本委員長** 松林副委員長。

**松林副委員長** 職員個人の判断レベルという、そういう部分もあろうかと思えますし、また職場の体質の問題もあろうかと思えます。今後しっかりと二度とこういう事象が起こらないように、しっかりと努めていただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

**梨本委員長** ほかに質疑はございますか。

それでは、私も質問したいので、暫時副委員長と交代します。

(正副委員長交代)

**松林副委員長** それでは、委員長に代わり、暫時委員長の職務を行います。

質疑を行います。質疑ありませんか。

梨本委員長。

**梨本委員長** よろしく申し上げます。

私が聞きたいのは端的に、市長がずっとおっしゃってる管理監督責任の範囲なんです。今回の処分、管理監督責任ということは何度もおっしゃってるんですけども、私は管理監督というどうしてもちょっと間接的な印象があるんですけども、果たしてそうなのかなというところに非常に疑問を持っているわけです。調査報告書に基づいてというところでございますが、調査報告書にはその部分は全く触れられてなかったのかなあというふうにも思いますので、更にそういった観点から調査をして処分を科すのか。今回の処分の範囲と今後の処分の在り方、今後もまたそういった部分で問題があるというふうに認識されるのであれば、改めて処分を科されるのかというところをちょっと1点教えていただきたいと思っています。よろしく申し上げます。

**松林副委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 今回のこの議案の内容につきましては、前回報告をさせていただいた事象に対する管理監督責任でございます。

以上でございます。

**松林副委員長** 梨本委員長。

**梨本委員長** ちょっと私、市長とずっと議論がかみ合わないんでね、これもお答えいただけるかどうか分かんないんですけども、例えば前回の報告書の中には、こういう記載あるわけですよ。3件の緊急修繕に関しては、年度末前後に関係書類を作成し、予算の事後流用を行い、執行した。こう記載されてるんですよ。私、担当職員とか担当課だけでこの事後流用、完結できるんですかって聞きたいんですよ。本当にその中には支出負担行為伺書や予算流用伺書は、実際の日付と違うということまでちゃんと書かれてるわけですよ。それに市長の決裁は必要ないんですか。もし決裁が必要であるとするならば、これは管理監督責任ではなくて、決裁権者としての責任が私、問われると思うんです。今回、上げられてる条例に関して、その10%の減額という、その処分に関しては、私は異議はございません。そこに管理監督責任と

決裁責任、両方がちゃんと含まれてるんですよ。その結果こうですよということをおっしゃっていただけるのであれば、私は全く異論はないと言うしかないんですけども、その辺り再度確認させていただけますでしょうか。

松林副委員長 阿古市長。

阿古市長 その議論はもう前回、総務建設常任委員会の場でしておりますので、もうそれは発言はもういたしません。

以上でございます。

松林副委員長 ほかに何か。それでは、梨本委員長と職務を交代いたします。

(正副委員長交代)

梨本委員長 それでは、ほかに質疑はありませんか。

横井委員。

横井委員 私、議第42号……。

(発言する者あり)

横井委員 ではまた。

梨本委員長 いいですか。ほかに質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 いないようであれば、ここで議第42号についてでございますが、私はこの議案に関して、委員として意思表示をさせていただきたいと思っておりますので、松林副委員長と職務を交代いたします。

(正副委員長交代)

松林副委員長 それでは、梨本委員長と職務を交代し、私が議事進行をいたします。

それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

梨本委員。

梨本委員 私は、議第42号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、反対の立場で討論させていただきます。

これは、クリーンセンターの契約事務調査において、職員の非違行為が発覚したものに關連するものでございます。職員に懲戒処分を出していることから、市長の管理監督責任として、市長の給料10分の1、1か月減額する内容の条例改正でございます。私はこの提案について、2つの視点から反対を申し上げたいと思います。

1つは、その責任に対する考え方です。今回の総務建設常任委員会において、調査案件である契約事務について、ようやく調査報告書が提出されました。その内容は、職員の懈怠による不適切な契約事務が発生し、公文書の不実記載や工事の証拠となる現場写真の欠損が多数発生したとのことでした。これは、あくまで職員個人の資質的な問題で文書作成などがおろそかになったのであり、工事自体は架空ではなく必要なものであったこと。その

ことの報告もございました。しかし、職員個人の権限だけで、支払いの完了までできるはずはありません。その過程においては、何らかの組織的な隠蔽や歪曲があったはずなんです。

市長は、管理監督責任として、今回、自身にこの処分を科するとおっしゃいますが、実際の契約事務書類には、市長が最終決裁権者として押印した書類が多数ございます。当該職員が職務の懈怠で8月や12月の工事を年度末前後、これは3月末あるいは4月以降でございしますが、その年度末前後にしか文書を作成していないのであれば、市長も当然その時期でなければ押印はできないはずなんです。にもかかわらず、文書にはその工事時期、8月や12月に合わせた日付が記載されています。つまり、契約事務文書の日付がおかしいことが分かかっていて押印しているのなら、文書の偽造作成に直接的に加担したことになります。今回、委員会に提出された調査報告書には、その旨は一切触れられていません。そこまで正さずして、本質的な解決と言えるのでしょうか。本来、公文書とは、役所が意思決定する過程や結果を記録したもので、後の検証を可能にすることで、行政が適正に運営されるようにするのが狙いでございます。役所の都合で手心が加えられるようなことがあれば、その文書はおろか、行政自体への信頼が失われかねない。このことは、私は朝日新聞デジタルの記事を引用して何度も伝えてまいりました。今回の文書の取扱いにおいては、役所の都合で手心が加えられた形跡があり、それに関わった市長が取るべき責任は、間接的な管理監督責任だけでなく、直接的な執行責任でもあります。にもかかわらず、今回、そのようなご自身の押印に関する発言は一切ございませんでした。あくまで部下の不始末を取らされる上司を演じられるのであれば、そこには断固として抗議し、提案議案についても反対させていただきます。

2つ目の反対理由は、処分時期に関するものです。昨年9月の決算特別委員会において、杉本議員が、何でこんなことになったのか。明確に答えてほしい。こういった総括質疑をされました。それに対し、阿古市長は、実は、部長の答弁の中で改善策という部分について、その改善ですので、当然その原因については調べております。会計事務における支払いの遅れの対策として、「担当所長が業務多忙等により決裁事務、会計課への提出を失念した場合」と書いております。ですので、原因はそこにあります。こう答弁されました。つまり、昨年5月の段階で、市長は問題があることを認識していたわけでございます。先週6月22日の総務建設常任委員会でも、私の質疑に対して、市長はそう答弁されています。

では、なぜその段階で調査しなかったのか。監査委員からも指摘があったのであれば、当然調査してしかるべきでございます。その調査を放置し、昨年9月議会の私の一般質問や決算特別委員会での議論もはぐらかし、12月議会の私の一般質問に言い逃れができなくなって、ようやく調査に乗り出されました。その結果、処分も1年遅れになっています。そのときにしかるべき調査をして、処分をしていたなら、後に決裁文書に手が加えられることもございませんでした。先ほど副市長もおっしゃいましたが、問題は必ず起こります。故意や過失がなくとも、人間が行う作業である以上、どれだけ予防措置をしても、防ぐことができないミスはございます。大切なのは、問題が起こったときの対応です。発覚してすぐに公にし、対応するなら、そのとき限りで事は収まります。しかし隠蔽しようとするれば、問題は肥大化します。それを収束させるエネルギーは発覚当時の比ではなくなっているでしょう。もし仮に

隠蔽が発覚しなかったとしても、その隠蔽の成功体験は組織風土となり、後々にまでずっと組織に悪影響を及ぼし続けます。つまり、問題が発覚した際にはトップの毅然とした態度が問われていますが、今回の一連の答弁を聞いても、阿古市長がそのことに気づいているようには思いません。調査を怠り、適切な時期に処分しなかったことについて、市長の責任に対する説明がないままに、処分だけを受け入れることはできません。

以上の理由により、議第42号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、反対させていただきます。委員皆様の賛同を得られませうことを心よりお願い申し上げます。

**松林副委員長** ほかに討論はありませんか。

横井委員。

**横井委員** 私は賛成の立場で言います。議第42号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、賛成の立場で討論させていただきます。

このたびの条例改正については、本年5月30日に非違行為が発覚した職員2名に対し、懲戒処分を行ったことによる管理監督責任として、令和4年7月1日から同年7月31日までの1か月間、市長の給与を10%減額するものであります。皆さん、古今東西、1800年前、諸葛亮孔明は泣いて馬謖を斬るをやった後、自らの戒めとして自らを罰せられたのです。人に厳しくある前に自分に厳しくある。当然でございます。我々の組織においてもそうでございます。そのような市長を私は評価している次第でございます。昨年度より問題になっておりました契約事務について調査した結果、職員の懲戒処分に至ったわけですが、その調査結果について報告されたのが6月22日の総務建設常任委員会であり、本来であれば、職員の懲戒処分及び市長の減給の表明については本報告の後にすべきところ、先ほども申しましたように5月30日にされております。しかし、職員の懲戒処分について、諸事情により報告までにする必要があり、それと同時に表明されたことは理解します。市長自ら管理監督責任をということで、自らを罰する姿勢を私は高く評価する次第でございます。皆さん、人に厳しくある前に、自分に厳しくある。当たり前でございます。市長は自分を罰したのです。私どもはそれを評価するのでございます。今後は二度とこのようなことがないように、再発防止策をしっかりといただくことを強く要望しまして、本議案に対する私の賛成討論とさせていただきます。皆さん、よろしく申し上げます。

**松林副委員長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**松林副委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第42号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**松林副委員長** 起立多数であります。よって、議第42号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで、梨本委員長と職務を交代いたします。

(正副委員長交代)

**梨本委員長** それでは次に、議第43号、調停に代わる決定についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部の高垣です。よろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第43号、調停に代わる決定についてご説明申し上げます。本案につきましては、令和4年6月15日、大阪高等裁判所第8民事部より、道の駅整備事業をめぐる損害賠償等請求調停事件に関する民事調停法第17条の規定による調停に代わる決定が到達いたしました。この決定に対し、当該決定を受諾し、異議の申立てを行わないことについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、配付させていただいております資料3点につきまして、事前にまず1つ目が、第8民事部の630万円の損害賠償等請求事件の概要が分かる図を示させていただいたものでございます。2点目が、第8民事部より到達いたしました第17条決定の写しを配付させていただいております。最後に3点目といたしまして、道の駅かつらぎ監査結果通知書に基づく訴えの提案関連に基づく資料を配付させていただいております。

それでは、これより担当課長より資料に基づきまして説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

**梨本委員長** 企画政策課、勝真課長。

**勝真企画政策課長** 企画政策課の勝真でございます。よろしくお願いいたします。令和4年6月15日付で到達いたしました民事調停法第17条決定についてご説明をさせていただきます。

まず、決定の内容でございます。お手元の資料の決定文の2ページをご覧ください。

主文。

1、一審被告らは、一審原告に対し、本件損害賠償金として、連帯して、本決定確定の日から2か月以内に、630万4,869円を支払う。2、一審被告（元副市長）及び一審被告（前市長）は、本件について、葛城市民に対する謝罪の意を表するものとする。3、一審原告と一審被告らは、一審原告と一審被告らとの間には、本件に関し、本決定に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。4、訴訟費用及び調停費用は、第1、2審とも各自の負担とする。

理由。

1、本件は、奈良県の普通地方公共団体である一審原告（葛城市）が、一審被告会社との間で締結した道路改良工事請負契約の代金（報酬）の名目で一審被告会社に1,749万600円を支払ったことに関し、そのうち施設取壊し工事費用相当額に当たる630万4,869円は一審原告が支払う義務のない違法な公金支出であり、これについて、一審被告会社に加え、市長及び副市長として当該支出に関与した一審被告（前市長）及び同（元副市長）による一審原告に対する共同不法行為が成立すると主張して、一審原告が、一審被告らに対し、民法719条1項、709条に基づき損害賠償金630万4,869円及びその遅延損害金の連帯支払を求め、また、一審被告会社に対しては、選択的に不当利得金630万4,869円の返還及びその利息の支払を求

めている事案である。

2、原審は、一審被告（前市長）及び同（元副市長）に対し447万3,362円及び遅延損害金の連帯支払を求める限度で、一審原告の請求を認容し、一審被告（前市長）及び同（元副市長）に対するその余の請求並びに一審被告会社に対する請求をいずれも棄却した。

これに対し、一審原告、一審被告（前市長）及び同（元副市長）がそれぞれその敗訴部分を不服として控訴した。

3、本件の主たる争点である本件公金支出の違法性についてみるに、前記施設取壊し工事に係る請負契約は、一審原告における手続の履践を欠き、本件請負契約は有効に成立しているとは認められず、これに対する本件公金支出は、適正な支出命令や支出負担行為に基づくものと認めることができず、違法といわざるを得ない。

そして、一審被告らが、本件公金支出が違法であることを認識していなかったことに過失があるといえる。

しかし、一審原告において企画された道の駅整備事業は公益的な事業であり、結果的に地域社会の活性化や一審原告の財政にも貢献しているといえる。本件公金支出は、道の駅整備事業の遅延やそれに伴う一審原告の種々の負担を避け、同事業を円滑に推進することを意図したものであり、その実現に有用であったと評価し得る面もある。かかる事情からすれば、本件請負契約及び本件公金支出に至る経緯への関与が最も大きい一審被告（元副市長）においても、本件公金支出が違法であること、本件公金支出によって一審原告に損害を与えることを認識したうえで、違法な本件公金支出をしたとはいえない。

また、一審被告会社は、一審原告の担当者の指示に従って、施設取壊し工事を実施し、契約書作成を行ったものであり、本件請負契約に関して不当な利得を得たものではない。かかる経緯は、共同不法行為者間の内部負担や求償請求の場面では、考慮されるべきである。

4、本件公金支出の額は、本件の施設取壊し工事費用相当額ということができ、間接工事費相当額を含めて算定し、630万4,869円と解するのが相当である。

5、本件事案の内容や本件の道の駅整備事業の公益性、有用性を踏まえれば、一審原告の将来のためにも、この事業に関する本件訴訟を円満に解決することが望ましいことは、関係当事者間において、先に確定した大阪高等裁判所令和4年（ノ）第2号決定の述べるとおりである。

6、よって、当裁判所は、本件に関する紛争を解決するために本件に現れた一切の事情を衡平に考慮し、民事調停法17条を適用して、主文のとおり決定する。

令和4年6月3日、大阪高等裁判所第8民事部。

以上が決定文の内容となります。

今回、葛城市が、この第17条決定を受け入れる理由といたしましては、一審の奈良地方裁判所において出された判決は、一審被告（前市長）及び一審被告（元副市長）が連帯して447万3,362円を支払うとされたものが、今回の民事調停法第17条決定の中では、一審被告会社を含む一審被告らが連帯して、市に対し、630万4,869円を支払うとされております。また、決定文2ページの理由の3項の中に、次の3ページ、上から3行目でございます。本件公金

支出は、適正な支出命令や支出負担行為に基づくものと認めることができず、違法といわざるを得ないと記載されており、この第17条の決定に従うことで、住民監査請求の勧告の1つが解決されることになると考えております。仮に、今回の決定を受けずに訴訟を続けることで、最高裁判所まで継続することも予想されることから、訴訟にかかる時間、費用がさらに必要となることも想定されます。今回の第17条決定の内容や現在の訴訟の状況など、訴訟を担当する弁護士と市で相談した結果、市といたしましては、今回の第17条決定に異議の申立てをしないことといたしました。

説明は以上でございます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

**梨本委員長** ただいま説明願いました。本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

松林副委員長。

**松林副委員長** 私は2ページの主文のところ、2項、一審被告生野及び一審被告山下は、本件について、葛城市民に対する謝意の意を表するものとするという、これ具体的にはどういうふうな形で謝罪の意を表するものか、教えていただけますか。

**梨本委員長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部の高垣でございます。

ただいまの松林副委員長のご質問、主文2項の葛城市民に対する謝罪の意をどのようにするのかというご質問ですが、さきの2,500万円の第17条決定にも市民に対して謝罪という言葉あったと思うんですけども、単なる文章で謝罪するだけではなく、また市といたしましても、相手方に謝罪の機会を設けて相手方に謝罪を求めるといこともしていきたいと考えております。この条文で謝罪したことにはなるんですけども、さらに市としてももっと謝罪していただく機会を設けるということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

**梨本委員長** よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**梨本委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**梨本委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**梨本委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第43号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**梨本委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第43号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申出があれば許可いたします。

谷原議員。

(谷原議員の発言あり)

梨本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

本日も、委員皆様のご協力の下に円滑な審議が進んだことを感謝申し上げます。これもちまして総務建設常任委員会を閉会させていただきます。皆様、ありがとうございました。

閉 会 午前11時25分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長

梨本 洪珪

総務建設常任委員会副委員長

松林 謙司